

令和6年9月1日

「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」

関係者各位

一般社団法人 公共建築協会

評価基準の改定について

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より当協会に対して格別のお引き立てをいただき厚く御礼申し上げます。

さて、当協会の建築材料・設備機材等品質性能評価事業における、建築材料・設備機材等の評価基準（以下「評価基準」という。）を、JIS 改正等に伴い改定を行いました。改定内容は、別紙を参照してください。

評価基準の改定により、申請内容と評価基準との間に差異が生じている場合があります。

つきましては、貴社の申請内容と建築材料等評価基準との差異を確認のうえ、差異が確認された際には、下記1. 2. のいずれかにより対応いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 変更評価による対応

評価基準の改定部分と貴社の申請内容の間に生じている差異について、次に示すように、変更評価を申請し評価書を取得してください。

(1) 変更申請の手続き

①変更申請の手続きについては、「変更評価の手続きについて」に基づき、申請書類を作成してください。

なお、申請の際ご不明な点等がある場合は、事務局宛てメール等でご相談ください。

②受付は随時行っています。受付審査が終了次第、直近の評価委員会に諮り審査を実施します。

③変更評価が終了した場合には、評価書を交付するとともに、当協会のホームページにて公表します。

(2) 変更申請の経費

変更評価の内容により評価料金は異なります。「建築材料及び設備機材 評価申込案内」により確認を行ってください。

2. 既評価書をそのまま継続使用

各工事において、評価基準が改定された部分について、品質性能等の証明書を評価書とともに提出するなど、改定により内容に差異が生じた部分の証明を工事ごとに行ってください。

評価基準（令和5年度版）と差異が生じている既評価材料・設備機材等を使用する工事に納入する場合、これまでは、品質性能等の証明として評価書の写しを提出していたと思いますが、それに加えて評価基準に適合することを、各工事において、証明書、検査成績書等の提出により証明してください。

なお、これについては、発注者側の了解を得たものではありませんので、提出時に発注者側への説明も必要となります。

3. 問い合わせ先

一般社団法人 公共建築協会 評価事務局

Tel 03-3523-0384 Fax 03-3523-1827（建築、電気設備、機械設備共通）

Mail 建築材料等評価部：hyokajigyo-a@pba.or.jp

電気設備機材等評価部：hyokajigyo-e@pba.or.jp

機械設備機材等評価部：hyokajigyo-m@pba.or.jp

建築材料等評価基準 新旧対照表

* 下表は、令和5年版から令和6年版への改定部分のみ掲載しています。評価書との差異を確認するには、過去の対照表もご確認ください。

* 下表は、建築材料等評価基準の品目ごとに改定内容を記載したものです。改定後と従来の評価基準の改定箇所を抜粋しています。

* **赤字**は、改定箇所を示しています。

品目	令和5年度版	令和6年度版	改正理由
押出成形セメント板 (ECP)	なし	耐火構造・防火構造等【付帯性能】 ※ 変更申請の必要はありません。該当する場合は、更新時に、性能が確認できるよう申請書類を作成してください。	内容の見直し
乾式保護材 (防水立上り部)	金属複合板の規定 窯業系パネルⅡ類 吸水による長さ変化率 0.07 %以下 難燃性試験 JIS A 1321「建築物の内装材料及び工法の難燃性試験方法」に準じて行う。	削除 窯業系パネルⅡ類 吸水による長さ変化率 0.15 %以下 ※ 窯業系パネルⅡ類を申請する場合は、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。 難燃性試験 JIS A 1321「建築物の内装材料及び工法の難燃性試験方法」または ISO 5660-1:2002「コーンカロリメーターによる 発熱性試験 」に準じて行う。 ※ 改めて性能試験を実施する必要はありません。ただし、製品の追加申請する場合には、どちらかの試験方法を選択して、性能試験を実施してください。	内容の見直し 内容の見直し 内容の見直し
ルーフドレン	なし	ストレナ固定小ねじ ステンレス鋼線：JIS G 4309 によるものまたはこれと同等以上のもの。 黄銅線：JIS H 3260 によるものまたはこれと同等以上のもの。 ※ 変更申請の必要はありません。次回の更新時に、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。	内容の見直し

品目	令和5年度版	令和6年度版	改正理由
アルミニウム製建具 (コンクリート下地および鉄骨下地) ①A種・②B種・③C種共通	なし	遮音性【付帯性能】 ※ 変更申請の必要はありません。該当する場合は、更新時に、性能が確認できるよう申請書類を作成してください。	内容の見直し
アルミニウム製建具 (コンクリート下地および鉄骨下地) ①A種・②B種共通	なし	断熱性【付帯性能】 ※ 変更申請の必要はありません。該当する場合は、更新時に、性能が確認できるよう申請書類を作成してください。	内容の見直し
鋼製建具	評価対象 「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「標仕」という。）令和4年版16章4節に規定する鋼製建具とし、標準型鋼製建具も含むものとする。	評価対象 「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「標仕」という。）令和4年版16章4節に規定する鋼製建具とし、標準型鋼製建具も含むものとする。なお、片開き、親子開きおよび両開き戸の1枚の戸の有効開口幅は950mm以下、有効高さは2,400mm以下とする。 ※ 変更申請の必要はありません。更新時に、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。	内容の見直し
鋼製軽量建具	評価対象 「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「標仕」という。）令和4年版16章5節に規定する鋼製軽量建具とし、標準型鋼製建具も含むものとする。	評価対象 「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「標仕」という。）令和4年版16章5節に規定する鋼製軽量建具とし、標準型鋼製建具も含むものとする。なお、片開き、親子開きおよび両開き戸の1枚の戸の有効開口幅は950mm以下、有効高さは2,400mm以下とする。 ※ 変更申請の必要はありません。更新時に、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。	内容の見直し
	カラー鋼板 材質：JIS G 3312 または、JIS G 3302 めっき付着量：JIS G 3302 による Z06、F06 または E24 を満足するものとする。	カラー鋼板 材質：JIS G 3312、JIS G 3302 または JIS G 3313 めっき付着量：JIS G 3302 による Z06、F06 または JIS G 3313 による E24 を満足するものとする。 ※ 変更申請の必要はありません。該当する場合は、更新時に、材質が確認できるよう申請書類を作成してください。	内容の見直し

品目	令和5年度版	令和6年度版	改正理由																											
錠前類 ③シリンダー箱錠・④シリンダー本締錠共通	キーによる施錠機構の施解錠繰返し強度の規定	削除 ※ 変更申請の必要はありません。	内容の見直し																											
重量シャッター	評価対象 「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「標仕」という。）令和4年版16章11節に規定する重量シャッターとする。なお、防煙シャッターは対象外とする。	評価対象 「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「標仕」という。）令和4年版16章11節に規定する重量シャッターとし、内法寸法は、幅8.0m以下、高さ4.0m以下とする。なお、防煙シャッターは対象外とする。 ※ 変更申請の必要はありません。更新時に、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。	内容の見直し																											
ガラス ⑥熱線吸収板ガラス	熱線吸収網入り板ガラスおよび熱線吸収線入り板ガラスの規定	削除 ※ 変更申請の必要はありません。	内容の見直し																											
ガラス ⑧倍強度ガラス	厚さの種類 6ミリ、8ミリ、10ミリ、12ミリ 反り 全体的な反りの許容差（%） <table border="1" data-bbox="542 960 1137 1204"> <thead> <tr> <th>厚さの種類</th> <th>1000mm以下の辺または対角線</th> <th>1000mmを超え2000mm以下の辺または対角線</th> <th>2000mmを超え3000mm以下の辺または対角線</th> <th>3000mmを超える辺または対角線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ミリ</td> <td rowspan="4">0.3以内</td> <td>0.5以内</td> <td>0.5以内</td> <td rowspan="4">0.5以内</td> </tr> <tr> <td>8ミリ</td> </tr> <tr> <td>10ミリ</td> <td>0.3以内</td> <td>0.3以内</td> </tr> <tr> <td>12ミリ</td> </tr> </tbody> </table> 部分的な反りの許容差（mm）：1.0以内	厚さの種類	1000mm以下の辺または対角線	1000mmを超え2000mm以下の辺または対角線	2000mmを超え3000mm以下の辺または対角線	3000mmを超える辺または対角線	6ミリ	0.3以内	0.5以内	0.5以内	0.5以内	8ミリ	10ミリ	0.3以内	0.3以内	12ミリ	厚さの種類 3ミリ、4ミリ、5ミリ、6ミリ、8ミリ、10ミリ、12ミリ ※ 厚さの種類を追加したい場合は、評価基準に適合するよう申請書類を作成し変更申請してください。なお、更新時でも構いません。 反り 全体的な反り・部分的な反り <table border="1" data-bbox="1169 960 1765 1204"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>反り</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体的な反りの場合</td> <td>3mm/m以下</td> </tr> <tr> <td>部分的な反りの場合</td> <td>0.4mm以下</td> </tr> </tbody> </table> エッジリフト <table border="1" data-bbox="1169 1098 1765 1204"> <thead> <tr> <th>厚さの呼び</th> <th>エッジリフト（mm）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3ミリ～5ミリ</td> <td>0.5以下</td> </tr> <tr> <td>6ミリ～12ミリ</td> <td>0.3以下</td> </tr> </tbody> </table> ※ 変更申請の必要はありません。ただし、更新時に改めて測定を実施し、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。	項目	反り	全体的な反りの場合	3mm/m以下	部分的な反りの場合	0.4mm以下	厚さの呼び	エッジリフト（mm）	3ミリ～5ミリ	0.5以下	6ミリ～12ミリ	0.3以下	J I S改正による見直し J I S改正による見直し
厚さの種類	1000mm以下の辺または対角線	1000mmを超え2000mm以下の辺または対角線	2000mmを超え3000mm以下の辺または対角線	3000mmを超える辺または対角線																										
6ミリ	0.3以内	0.5以内	0.5以内	0.5以内																										
8ミリ																														
10ミリ		0.3以内	0.3以内																											
12ミリ																														
項目	反り																													
全体的な反りの場合	3mm/m以下																													
部分的な反りの場合	0.4mm以下																													
厚さの呼び	エッジリフト（mm）																													
3ミリ～5ミリ	0.5以下																													
6ミリ～12ミリ	0.3以下																													

品目	令和5年度版	令和6年度版				改正理由	
ガラス ⑧倍強度ガラス (続き)	外観		外観				J I S改正による見直し
	ひび	ないこと。	ひび	ないこと。			
	欠け	幅または長さが、材料板ガラスの厚さ以上のものがないこと。	欠け	幅または長さが、材料板ガラスの厚さ以上のものがないこと。			
	すりきず	使用上差し支えるものがないこと。	すりきず	使用上差し支えるものがないこと。			
			泡の径	0.5mm 以上 1.5mm 未満	1.5mm 以上 3.0mm 未満	3.0mm 以上	
			泡の個数の許容上限	5.5 × S	1.1 × S	0	
			異物の径	0.5mm 以上 1.0mm 未満	1.0mm 以上 2.0mm 未満	2.0mm 以上	
			異物の個数の許容上限	2.2 × S	0.44 × S	0	
			点状欠点の密集度	径が 1.5mm 以上の泡、および径が 1.0mm 以上の異物については、2 個の泡と泡との間隔、異物と異物との間隔、および泡と異物との間隔が 15cm 未満でないこと。			
	なし		<p>※ 変更申請の必要はありません。ただし、更新時に改めて品質試験を実施し、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p> <p>破片の状態 5 枚の供試体を用いて破砕試験を行い、次による。 1. 破片を構成する少なくとも 1 か所のエッジが、ガラス周辺の除外領域に達していなければならない。 2. 破片を構成するエッジの全てが周辺の除外領域に達していない場合は、100mm² 以上の破片 (以下「島状破片」という。) および 100 mm² 未満の破片 (以下「粒状破片」という。) について測定し、次の表による。ただし、除外領域を含む島状破片については、測定対象としない。</p>				

品目	令和5年度版	令和6年度版	改正理由																																			
ガラス ⑧倍強度ガラス (続き)	<p>表面圧縮応力 20M N/m² 以上、かつ、60M N/m² 以下</p>	<table border="1" data-bbox="1167 225 1767 416"> <thead> <tr> <th>適用する供試体数</th> <th>破片の個数</th> <th>破片の質量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 枚の供試体中少なくとも4枚</td> <td>島状破片の個数は、2個以下</td> <td>島状破片の合計は、1000mm²の面積に相当する質量以下とする。 粒状破片の合計は、5000mm²の面積に相当する質量以下とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>5枚の供試体中1枚だけがこれらに適合しない場合には、次の項目に適合しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島状破片の個数は、3個以下とする。 ・島状破片と粒状破片との合計の質量は、50000mm²の面積に相当する質量以下とする。 <p>※ 変更申請の必要はありません。ただし、更新時に改めて品質試験を実施し、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p> <p>表面圧縮応力 20MPa～52MPa</p> <p>※ 変更申請の必要はありません。ただし、評価基準に適合しなくなった場合は、更新時に改めて品質試験を実施し、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p>	適用する供試体数	破片の個数	破片の質量	5 枚の供試体中少なくとも4枚	島状破片の個数は、2個以下	島状破片の合計は、1000mm ² の面積に相当する質量以下とする。 粒状破片の合計は、5000mm ² の面積に相当する質量以下とする。	J I S改正による見直し																													
適用する供試体数	破片の個数	破片の質量																																				
5 枚の供試体中少なくとも4枚	島状破片の個数は、2個以下	島状破片の合計は、1000mm ² の面積に相当する質量以下とする。 粒状破片の合計は、5000mm ² の面積に相当する質量以下とする。																																				
ガラス ⑨熱線反射ガラス [熱線反射強化ガラス]	<p>長さ・幅の許容差</p> <table border="1" data-bbox="544 946 1037 1225"> <thead> <tr> <th>厚さの呼び</th> <th>1000mm以下</th> <th>1000mmを超え2000mm以下</th> <th>2000mmを超え3000mm以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4ミリ</td> <td>+1</td> <td rowspan="2">±3</td> <td rowspan="2">±4</td> </tr> <tr> <td>6ミリ</td> <td>-2</td> </tr> <tr> <td>8ミリ</td> <td rowspan="3">+2 -3</td> <td rowspan="3">±3</td> <td rowspan="3">±4</td> </tr> <tr> <td>10ミリ</td> </tr> <tr> <td>12ミリ</td> </tr> </tbody> </table>	厚さの呼び	1000mm以下	1000mmを超え2000mm以下	2000mmを超え3000mm以下	4ミリ	+1	±3	±4	6ミリ	-2	8ミリ	+2 -3	±3	±4	10ミリ	12ミリ	<p>長さ・幅の許容差</p> <table border="1" data-bbox="1167 946 1767 1225"> <thead> <tr> <th>厚さの呼び</th> <th>1000mm以下</th> <th>1000mmを超え2000mm以下</th> <th>2000mmを超え3000mm以下</th> <th>3000mmを超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4ミリ</td> <td>+1</td> <td rowspan="2">±3</td> <td rowspan="2">±4</td> <td rowspan="2">±4</td> </tr> <tr> <td>6ミリ</td> <td>-2</td> </tr> <tr> <td>8ミリ</td> <td rowspan="3">+2 -3</td> <td rowspan="3">±3</td> <td rowspan="3">±4</td> <td rowspan="3">±5</td> </tr> <tr> <td>10ミリ</td> </tr> <tr> <td>12ミリ</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 変更申請の必要はありません。更新時に、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p>	厚さの呼び	1000mm以下	1000mmを超え2000mm以下	2000mmを超え3000mm以下	3000mmを超える	4ミリ	+1	±3	±4	±4	6ミリ	-2	8ミリ	+2 -3	±3	±4	±5	10ミリ	12ミリ	J I S改正による見直し
厚さの呼び	1000mm以下	1000mmを超え2000mm以下	2000mmを超え3000mm以下																																			
4ミリ	+1	±3	±4																																			
6ミリ	-2																																					
8ミリ	+2 -3	±3	±4																																			
10ミリ																																						
12ミリ																																						
厚さの呼び	1000mm以下	1000mmを超え2000mm以下	2000mmを超え3000mm以下	3000mmを超える																																		
4ミリ	+1	±3	±4	±4																																		
6ミリ	-2																																					
8ミリ	+2 -3	±3	±4	±5																																		
10ミリ																																						
12ミリ																																						

品 目	令和5年度版	令和6年度版	改正理由																																		
ガラス ⑨熱線反射ガラス [熱線反射強化ガラス] (続き)	反り 全体的な反り・部分的な反り <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>反 り</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体的な反りの場合</td> <td>0.5%以下</td> </tr> <tr> <td>部分的な反りの場合</td> <td>1mm/m 以下</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	反 り	全体的な反りの場合	0.5%以下	部分的な反りの場合	1mm/m 以下	反り 全体的な反り・部分的な反り <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>反 り</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体的な反りの場合</td> <td>3mm/m 以下</td> </tr> <tr> <td>部分的な反りの場合</td> <td>0.4mm 以下</td> </tr> </tbody> </table> エッジリフト <table border="1"> <thead> <tr> <th>厚さの呼び</th> <th>エッジリフト (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 ミリ～ 5 ミリ</td> <td>0.5 以下</td> </tr> <tr> <td>6 ミリ～12 ミリ</td> <td>0.3 以下</td> </tr> </tbody> </table> ※ 変更申請の必要はありません。ただし、更新時に改めて測定を実施し、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。	項 目	反 り	全体的な反りの場合	3mm/m 以下	部分的な反りの場合	0.4mm 以下	厚さの呼び	エッジリフト (mm)	3 ミリ～ 5 ミリ	0.5 以下	6 ミリ～12 ミリ	0.3 以下	J I S改正による見直し																
	項 目	反 り																																			
全体的な反りの場合	0.5%以下																																				
部分的な反りの場合	1mm/m 以下																																				
項 目	反 り																																				
全体的な反りの場合	3mm/m 以下																																				
部分的な反りの場合	0.4mm 以下																																				
厚さの呼び	エッジリフト (mm)																																				
3 ミリ～ 5 ミリ	0.5 以下																																				
6 ミリ～12 ミリ	0.3 以下																																				
	外観2 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>ひ び</td> <td>ないこと。</td> </tr> <tr> <td>欠 け</td> <td>幅または長さが、材料板ガラスの厚さ以上のものがないこと。</td> </tr> <tr> <td>すりきず</td> <td>使用上差し支えるものがないこと。</td> </tr> </tbody> </table>	ひ び	ないこと。	欠 け	幅または長さが、材料板ガラスの厚さ以上のものがないこと。	すりきず	使用上差し支えるものがないこと。	外観2 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>ひ び</td> <td>ないこと。</td> </tr> <tr> <td>欠 け</td> <td>幅または長さが、材料板ガラスの厚さ以上のものがないこと。</td> </tr> <tr> <td>すりきず</td> <td>使用上差し支えるものがないこと。</td> </tr> <tr> <td>つり跡の位置</td> <td>ガラスの厚さの呼びが 6 ミリ以下の場合、ガラスのエッジから 8 ミリを超えないこと。 ガラスの厚さの呼びが6ミリを超える場合は、ガラスの厚さの呼び+2mm を超えるものがないこと。</td> </tr> <tr> <td>泡の径</td> <td>0.5mm 以上 1.5mm 未満</td> <td>1.5mm 以上 3.0mm 未満</td> <td>3.0mm 以上</td> </tr> <tr> <td>泡の個数の許容上限</td> <td>5.5 × S</td> <td>1.1 × S</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>異物の径</td> <td>0.5mm 以上 1.0mm 未満</td> <td>1.0mm 以上 2.0mm 未満</td> <td>2.0mm 以上</td> </tr> <tr> <td>異物の個数の許容上限</td> <td>2.2 × S</td> <td>0.44 × S</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>点状欠点の密集度</td> <td colspan="3">径が 1.5mm 以上の泡、および径が 1.0mm 以上の異物については、2 個の泡と泡との間隔、異物と異物との間隔、および泡と異物との間隔が 15cm 未満でないこと。</td> </tr> </tbody> </table>	ひ び	ないこと。	欠 け	幅または長さが、材料板ガラスの厚さ以上のものがないこと。	すりきず	使用上差し支えるものがないこと。	つり跡の位置	ガラスの厚さの呼びが 6 ミリ以下の場合、ガラスのエッジから 8 ミリを超えないこと。 ガラスの厚さの呼びが6ミリを超える場合は、ガラスの厚さの呼び+2mm を超えるものがないこと。	泡の径	0.5mm 以上 1.5mm 未満	1.5mm 以上 3.0mm 未満	3.0mm 以上	泡の個数の許容上限	5.5 × S	1.1 × S	0	異物の径	0.5mm 以上 1.0mm 未満	1.0mm 以上 2.0mm 未満	2.0mm 以上	異物の個数の許容上限	2.2 × S	0.44 × S	0	点状欠点の密集度	径が 1.5mm 以上の泡、および径が 1.0mm 以上の異物については、2 個の泡と泡との間隔、異物と異物との間隔、および泡と異物との間隔が 15cm 未満でないこと。			J I S改正による見直し
ひ び	ないこと。																																				
欠 け	幅または長さが、材料板ガラスの厚さ以上のものがないこと。																																				
すりきず	使用上差し支えるものがないこと。																																				
ひ び	ないこと。																																				
欠 け	幅または長さが、材料板ガラスの厚さ以上のものがないこと。																																				
すりきず	使用上差し支えるものがないこと。																																				
つり跡の位置	ガラスの厚さの呼びが 6 ミリ以下の場合、ガラスのエッジから 8 ミリを超えないこと。 ガラスの厚さの呼びが6ミリを超える場合は、ガラスの厚さの呼び+2mm を超えるものがないこと。																																				
泡の径	0.5mm 以上 1.5mm 未満	1.5mm 以上 3.0mm 未満	3.0mm 以上																																		
泡の個数の許容上限	5.5 × S	1.1 × S	0																																		
異物の径	0.5mm 以上 1.0mm 未満	1.0mm 以上 2.0mm 未満	2.0mm 以上																																		
異物の個数の許容上限	2.2 × S	0.44 × S	0																																		
点状欠点の密集度	径が 1.5mm 以上の泡、および径が 1.0mm 以上の異物については、2 個の泡と泡との間隔、異物と異物との間隔、および泡と異物との間隔が 15cm 未満でないこと。																																				

品目	令和5年度版	令和6年度版	改正理由										
ガラス ⑨熱線反射ガラス [熱線反射強化ガラス] (続き)	<p>破片の状態</p> <table border="1" data-bbox="544 343 1137 571"> <thead> <tr> <th data-bbox="544 343 716 379">呼び厚さの区分</th> <th data-bbox="716 343 1137 379">破片数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="544 379 716 512">4 ミリ</td> <td data-bbox="716 379 1137 512">50×50mm の正方形の領域内の破片数は、40 個以上とする。なお、破片数 40 個未満の部分が生じた場合は、その部分を含む 100×100mm の正方形の領域内の破片数が 160 個以上とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 512 716 571">5 ミリ以上</td> <td data-bbox="716 512 1137 571">50×50mm の正方形の領域内の破片数が 40 個以上とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>落球衝撃破壊強さ 供試体 6 枚について試験を行い、破壊が 1 枚以下の場合合格とし、3 枚以上の場合、不合格とする。また、破壊が 2 枚の場合は、別の 6 枚について試験を行い、6 枚とも破壊しないこと。</p> <p>なし</p>	呼び厚さの区分	破片数	4 ミリ	50×50mm の正方形の領域内の破片数は、40 個以上とする。なお、破片数 40 個未満の部分が生じた場合は、その部分を含む 100×100mm の正方形の領域内の破片数が 160 個以上とする。	5 ミリ以上	50×50mm の正方形の領域内の破片数が 40 個以上とする。	<p>※ 変更申請の必要はありません。ただし、更新時に改めて品質試験を実施し、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p> <p>破片の状態 次の表を満足するとともに、破片の長さは、100mm を超えないこと。</p> <table border="1" data-bbox="1171 400 1762 475"> <thead> <tr> <th data-bbox="1171 400 1464 437">厚さの呼び</th> <th data-bbox="1464 400 1762 437">破片数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1171 437 1464 475">4 ミリ～12 ミリ</td> <td data-bbox="1464 437 1762 475">40 個以上/50mm 角</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 変更申請の必要はありません。ただし、更新時に改めて品質試験を実施し、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p> <p>削除</p> <p>※ 変更申請の必要はありません。</p> <p>機械的強度 次のいずれかに適合していること。 1. 20 枚以上の供試体を用いて曲げ試験を行い、95%信頼区間の下側限界における 5%破損確率時強度を算出し、曲げ強度が 120 以上であること。 2. 表面圧縮応力を測定し、全ての測定値が 80MPa 以上であること。</p> <p>※ 変更申請の必要はありません。ただし、更新時に改めて品質試験を実施し、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p>	厚さの呼び	破片数	4 ミリ～12 ミリ	40 個以上/50mm 角	<p>J I S 改正による見直し</p> <p>J I S 改正による見直し</p> <p>J I S 改正による見直し</p>
呼び厚さの区分	破片数												
4 ミリ	50×50mm の正方形の領域内の破片数は、40 個以上とする。なお、破片数 40 個未満の部分が生じた場合は、その部分を含む 100×100mm の正方形の領域内の破片数が 160 個以上とする。												
5 ミリ以上	50×50mm の正方形の領域内の破片数が 40 個以上とする。												
厚さの呼び	破片数												
4 ミリ～12 ミリ	40 個以上/50mm 角												

品目	令和5年度版	令和6年度版	改正理由																																																								
ガラス ⑨熱線反射ガラス [熱線反射強化ガラス] (続き)	<p>ショットバッグ衝撃特性 次のいずれかに適合していること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ガラスが破壊した場合は、各供試体について最も大きい10個の破片の質量の合計が、供試体の65cm²の面積に相当する質量を超えないこと。 落下高さ120cmで、ガラスが破壊しないこと。 	<p>振り子衝撃試験の破壊特性 次のいずれかに適合していること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ガラスが破壊した場合は、破壊後3分以内に、各供試体について最も大きい10個の破片の質量の合計が、供試体の65cm²の面積に相当する質量を超えないこと。 落下高さ120cmで、ガラスが破壊しないこと。 <p>※ 変更申請の必要はありません。</p>	J I S改正による見直し																																																								
ガラス ⑨熱線反射ガラス [熱線反射倍強度ガラス]	<p>長さ・幅の許容差</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>厚さの呼び</th> <th>1000mm以下</th> <th>1000mmを超え2000mm以下</th> <th>2000mmを超え3000mm以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4ミリ</td> <td>+1</td> <td rowspan="2">±3</td> <td rowspan="2">±4</td> </tr> <tr> <td>6ミリ</td> <td>-2</td> </tr> <tr> <td>8ミリ</td> <td>+2</td> <td rowspan="3">±3</td> <td rowspan="3">±4</td> </tr> <tr> <td>10ミリ</td> <td>-3</td> </tr> <tr> <td>12ミリ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>反り</p> <p>全体的な反りの許容差 (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>厚さの種類</th> <th>1000mm以下の辺または対角線</th> <th>1000mmを超え2000mm以下の辺または対角線</th> <th>2000mmを超え3000mm以下の辺または対角線</th> <th>3000mmを超える辺または対角線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ミリ</td> <td rowspan="4">0.3以内</td> <td>0.5以内</td> <td>0.5以内</td> <td rowspan="4">0.5以内</td> </tr> <tr> <td>8ミリ</td> <td rowspan="2">0.3以内</td> <td rowspan="2">0.3以内</td> </tr> <tr> <td>10ミリ</td> <td rowspan="2">0.3以内</td> </tr> <tr> <td>12ミリ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>部分的な反りの許容差 (mm) : 1.0以内</p>	厚さの呼び	1000mm以下	1000mmを超え2000mm以下	2000mmを超え3000mm以下	4ミリ	+1	±3	±4	6ミリ	-2	8ミリ	+2	±3	±4	10ミリ	-3	12ミリ		厚さの種類	1000mm以下の辺または対角線	1000mmを超え2000mm以下の辺または対角線	2000mmを超え3000mm以下の辺または対角線	3000mmを超える辺または対角線	6ミリ	0.3以内	0.5以内	0.5以内	0.5以内	8ミリ	0.3以内	0.3以内	10ミリ	0.3以内	12ミリ		<p>長さ・幅の許容差</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>厚さの呼び</th> <th>1000mm以下</th> <th>1000mmを超え2000mm以下</th> <th>2000mmを超え3000mm以下</th> <th>3000mmを超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4ミリ</td> <td>+1</td> <td rowspan="2">±3</td> <td rowspan="2">±4</td> <td rowspan="2">±4</td> </tr> <tr> <td>6ミリ</td> <td>-2</td> </tr> <tr> <td>8ミリ</td> <td>+2</td> <td rowspan="3">±3</td> <td rowspan="3">±4</td> <td rowspan="3">±5</td> </tr> <tr> <td>10ミリ</td> <td>-3</td> </tr> <tr> <td>12ミリ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 変更申請の必要はありません。更新時に、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p>	厚さの呼び	1000mm以下	1000mmを超え2000mm以下	2000mmを超え3000mm以下	3000mmを超える	4ミリ	+1	±3	±4	±4	6ミリ	-2	8ミリ	+2	±3	±4	±5	10ミリ	-3	12ミリ		J I S改正による見直し
厚さの呼び	1000mm以下	1000mmを超え2000mm以下	2000mmを超え3000mm以下																																																								
4ミリ	+1	±3	±4																																																								
6ミリ	-2																																																										
8ミリ	+2	±3	±4																																																								
10ミリ	-3																																																										
12ミリ																																																											
厚さの種類	1000mm以下の辺または対角線	1000mmを超え2000mm以下の辺または対角線	2000mmを超え3000mm以下の辺または対角線	3000mmを超える辺または対角線																																																							
6ミリ	0.3以内	0.5以内	0.5以内	0.5以内																																																							
8ミリ		0.3以内	0.3以内																																																								
10ミリ					0.3以内																																																						
12ミリ																																																											
厚さの呼び	1000mm以下	1000mmを超え2000mm以下	2000mmを超え3000mm以下	3000mmを超える																																																							
4ミリ	+1	±3	±4	±4																																																							
6ミリ	-2																																																										
8ミリ	+2	±3	±4	±5																																																							
10ミリ	-3																																																										
12ミリ																																																											
		<p>反り</p> <p>全体的な反り・部分的な反り</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>反り</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体的な反りの場合</td> <td>3mm/m以下</td> </tr> <tr> <td>部分的な反りの場合</td> <td>0.4mm以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>エッジリフト</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>厚さの呼び</th> <th>エッジリフト (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3ミリ～5ミリ</td> <td>0.5以下</td> </tr> <tr> <td>6ミリ～12ミリ</td> <td>0.3以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 変更申請の必要はありません。ただし、更新時に改めて測定を実施し、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p>	項目	反り	全体的な反りの場合	3mm/m以下	部分的な反りの場合	0.4mm以下	厚さの呼び	エッジリフト (mm)	3ミリ～5ミリ	0.5以下	6ミリ～12ミリ	0.3以下	J I S改正による見直し																																												
項目	反り																																																										
全体的な反りの場合	3mm/m以下																																																										
部分的な反りの場合	0.4mm以下																																																										
厚さの呼び	エッジリフト (mm)																																																										
3ミリ～5ミリ	0.5以下																																																										
6ミリ～12ミリ	0.3以下																																																										

品目	令和5年度版	令和6年度版				改正理由			
ガラス ⑨熱線反射ガラス [熱線反射倍強度ガラス] (続き)	外観		外観				J I S改正による見直し		
	ひび	ないこと。	ひび					ないこと。	
	欠け	幅または長さが、材料板ガラスの厚さ以上のものがないこと。	欠け					幅または長さが、材料板ガラスの厚さ以上のものがないこと。	
	すりきず	使用上差し支えるものがないこと。	すりきず					使用上差し支えるものがないこと。	
			泡の径	0.5mm 以上 1.5mm 未満	1.5mm 以上 3.0mm 未満	3.0mm 以上			
			泡の個数の許容上限	5.5 × S	1.1 × S	0			
			異物の径	0.5mm 以上 1.0mm 未満	1.0mm 以上 2.0mm 未満	2.0mm 以上			
			異物の個数の許容上限	2.2 × S	0.44 × S	0			
			点状欠点の密集度	径が 1.5mm 以上の泡、および径が 1.0mm 以上の異物については、2 個の泡と泡との間隔、異物と異物との間隔、および泡と異物との間隔が 15cm 未満でないこと。					
	なし		<p>※ 変更申請の必要はありません。ただし、更新時に改めて品質試験を実施し、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p> <p>破片の状態 5 枚の供試体を用いて破砕試験を行い、次による。 1. 破片を構成する少なくとも 1 か所のエッジが、ガラス周辺の除外領域に達していなければならない。 2. 破片を構成するエッジの全てが周辺の除外領域に達していない場合は、100mm² 以上の破片 (以下「島状破片」という。) および 100 mm² 未満の破片 (以下「粒状破片」という。) について測定し、次の表による。ただし、除外領域を含む島状破片については、測定対象としない。</p>					J I S改正による見直し	

品目	令和5年度版	令和6年度版	改正理由						
ガラス ⑨熱線反射ガラス [熱線反射倍強度ガラス] (続き)	<p>表面圧縮応力 20M N/m² 以上、かつ、60M N/m² 以下</p> <p>評価対象 「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「標仕」という。）令和4年版14章4節に規定する軽量鉄骨天井下地に取付ける天井点検口とし、主として一般庁舎の屋内用を対象とするが、外部軒天用も含むものとする。</p> <p>なし</p>	<table border="1" data-bbox="1169 225 1765 416"> <thead> <tr> <th data-bbox="1169 225 1352 256">適用する供試体数</th> <th data-bbox="1352 225 1529 256">破片の個数</th> <th data-bbox="1529 225 1765 256">破片の質量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1169 256 1352 416">5枚の供試体中少なくとも4枚</td> <td data-bbox="1352 256 1529 416">島状破片の個数は、2個以下</td> <td data-bbox="1529 256 1765 416">島状破片の合計は、1000mm²の面積に相当する質量以下とする。 粒状破片の合計は、5000mm²の面積に相当する質量以下とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>5枚の供試体中1枚だけがこれらに適合しない場合には、次の項目に適合しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島状破片の個数は、3個以下とする。 ・島状破片と粒状破片との合計の質量は、50000mm²の面積に相当する質量以下とする。 <p>※ 変更申請の必要はありません。ただし、更新時に改めて品質試験を実施し、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p> <p>表面圧縮応力 20MPa～52MPa</p> <p>※ 変更申請の必要はありません。ただし、52MPaを超える値だった場合は、更新時に改めて品質試験を実施し、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p> <p>評価対象 「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「標仕」という。）令和4年版14章4節に規定する軽量鉄骨天井下地に取付ける天井点検口とし、主として一般庁舎の屋内用を対象とするが、外部軒天用も含むものとする。また、寸法は、600mm角程度までとする。</p> <p>※ 変更申請の必要はありません。次回の更新時に、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p> <p>蓋の落下防止対策 [付帯性能]</p> <p>※ 変更申請の必要はありません。該当する場合は、更新時に、性能が確認できるよう申請書類を作成してください。</p>	適用する供試体数	破片の個数	破片の質量	5枚の供試体中少なくとも4枚	島状破片の個数は、2個以下	島状破片の合計は、1000mm ² の面積に相当する質量以下とする。 粒状破片の合計は、5000mm ² の面積に相当する質量以下とする。	<p>J I S改正による見直し</p> <p>内容の見直し</p> <p>内容の見直し</p>
適用する供試体数	破片の個数	破片の質量							
5枚の供試体中少なくとも4枚	島状破片の個数は、2個以下	島状破片の合計は、1000mm ² の面積に相当する質量以下とする。 粒状破片の合計は、5000mm ² の面積に相当する質量以下とする。							

品 目	令和5年度版	令和6年度版	改正理由
床点検口	<p>受け枠材、蓋枠材、底板材、受け枠材・蓋枠材のコーナークラス、底板補強材の鋼板 材質：鋼板または JIS G 3313 に規定する鋼板にメラミン樹脂焼付塗装等の防錆処理を行ったものもしくはこれと同等の性能を有するもの。 防錆処理：JIS G 3313 または鋼板等に標仕表 18.3.1 または表 18.3.2 の錆止め塗料塗り等の防錆処理を行ったもの。</p> <p>なし</p> <p>試験体 (1) 申請品に受け枠・蓋枠ともアルミニウム製を含む場合は、アルミニウム製（目地材にステンレス製等を使用したもの可）を優先する。また、仕上げ材を張付けないもの（底板面）とする。 (2) 張物用とし、600mm 角程度とする。 (3) 枠見込みは、原則として 40mm 以下とし、蓋の底板は単層の製品で、補強材は各製品のうち断面係数が一番小さいものとする。 (4) 材質、厚さ、形状及び位置は、常時生産品とする。</p>	<p>受け枠材、蓋枠材、底板材、受け枠材・蓋枠材のコーナークラス、底板補強材の鋼板 材質：JIS G 3101、JIS G 3131、JIS G 3141、JIS G 3302、JIS G 3312 または JIS G 3313 に規定する鋼板もしくはこれと同等の性能を有するもの。 防錆処理：メラミン樹脂焼付塗装もしくは標仕表 18.3.1 または表 18.3.2 の錆止め塗料塗り等の防錆処理を行ったもの。</p> <p>※ 変更申請の必要はありません。次回の更新時に、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p> <p>底板材、受け枠材・蓋枠材のコーナークラス、底板補強材の屋内用のアルミニウム板 材質：JIS H 4000 に規定する A1100P H24、または同等の性能を有するもの。 表面処理：JIS H 8602 に規定する B または JIS H 8601 に規定する AA15、もしくはこれらと同等の性能を有するもの。</p> <p>※ 変更申請の必要はありません。次回の更新時に、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p> <p>試験体 (1) 仕上区分は、申請品が張物用の場合は張物用、充填用の場合は充填用とする。 (2) 材質は、受け枠・蓋枠と底板材等の組合せが異なる申請品ごととする。 (3) 仕上区分または材質が同じ申請品が複数の場合は、性能が最も劣るものとする。その場合、性能が最も劣る理由書を添付する。 (4) 大きさは、600mm 角程度とする。 (5) 枠見込みは、原則として 40mm 程度とする。 (6) 張物用の場合は仕上げ材がない状態で、充填用の場合はモルタルのみ充填した状態で試験を実施する。</p> <p>※ 改めて性能試験を実施する必要はありません。ただし、製品の追加申請する場合には、評価基準に適合するよう試験体を選定し、品質試験を実施してください。</p>	<p>内容の見直し</p> <p>内容の見直し</p> <p>内容の見直し</p>